平成 30 年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課 経済労働部産業支援局産業創出課

1 施設名等

平成31年3月31日現在

1. ルベヤサ	他政行号		
施設名	テクノプラザ愛媛	所在地	松山市久米窪田町337番地1
心故 1	リフィンフリを吸	電話	089-960-1100
(設置年月日)	(平成3年4月1日)	HP	http://www.ehime-iinet.or.jp/zaidan/guidance.html
	•		-

2. 指定管理者

指定管理者名 (5年間) 公益財団法人 えひめ産業振興財団 指定期間 平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等							
設置目的	企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識 の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創業 に必要な施設等を提供する。	施設の外観					
施設内容	(本館) 1階:スタートアップ支援オフィス(ビジネス・サポート・オフィス、創業準備室8ブース)、テクノホール、入居団体事務室等、飲食業に関するインキュベート・ルーム(1室) 2階:研修室、OA研修室、会議室、特別会議室、小会議室、共同研究室(5室)、インキュペート・ルーム(1室)、ブレインキュペートルーム(4室)、特許公報閲覧室、入居団体事務室等 3階:インキュペート・ルーム(14室)、商談室、休憩室・シャワー室、倉庫、入居団体事務室等 屋外:駐車場、第2駐車場 (別館) 1階:会議室、交流型会議コーナー、事務室、管理室、システム室、機械室等 2階:インキュペート・ルーム(9室)、事業支援・相談室、商談室、ミーティングルーム等						
指定管理者が 行う業務	・テクノブラザ愛媛の事業の実施に関する次の業務(ただし、知事が定める業務を除 く。) 企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識 の普及を図るために必要な各種の情報提供						
施設の管理体制	総務課長 施設管理担当課長 副課長(施設管理担当) 主任(施設管理担当) 日々雇用職員(利用者受付・案内業務) 派遣職員(土曜・夜間案内業務)	答					
利用料金等	利用料金制 🛛 採用している 🗆 採用していない 前年度からの変更 🗆 あり 🖾 なし (変更ありの場合、その内容) 0						
開館日・開館時間	(本館) ・利用時間 午前9時~午後5時まで。ただし、テクノホール、研修室、会議室等貸館音キュベート・ルーム及び共同研究室、創業準備室等入居部分は終日開館・開館日 月曜日から土曜日(祝日、年末年始を除く)。ただし、入居部分は休館日も利用時間 午前9時から午後5時まで。ただし、インキュベート・ルーム及び指定駐車・開館日 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)。ただし、入居部分は休館日も利	J用可能 場は終日					

4. 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
県委託料(千円)	89,813	89,813	89,813	89,399	89,399	91,321

5. 施設の利用状況

(1) 施設の利田者数と利田料金収入

(1)加設なリケーリ	刀有双C们用件3	ᄄᄿᄉ				
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対前年度増減率
利用者数(人)	35,549	38,014	42,590	41,814	40,796	△ 2.4 %
利用料金収入(千F	36,082	37,792	36,430	35,600	30,799	△ 13.5 %



(2)利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

0.00%

(利用料金収入)

別館のインキュベート・ルームをすべて使用して いた企業が退去したことによる。

6. サービスの質向上に向けた取組み

ア)サービス向上を図る主な取組み

(〇は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は平成30年度の新たな取組み、※は利用者からの要望により実施

平成30年度の内容

〇職員の研修(インキュベー 管理従事者研修、消防訓練) ャー養成研修、指定

〇リーフレット、各種調査の成果物など産業資料の配布や館内 への配置による情報提供機能の充実

〇階接する県産業技術研究所との連携による入居者への技術的支援、館内に設置されているビジネス・サポート・オフィスやよ ろず支援拠点との連携による相談支援

○利用者の利便性が高まるようレストラン機能を持った、食に関 するインキュベート・ルームの設置

平成31年度の内容(予定含む)

〇今後も引き続き、安全、快適に利用できる体制を維持し、 -ビスの質の向上に向けた取り組みを支援する。

イ)利用者からの声への対応状況(平成30年度)

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容

- ・椅子の汚れが気になる。・トイレに赤ちゃんのおむつ替えができる設備を作ってほしい。 ・別館会議室スクリーン上部の電気を点灯・消灯できればより良

利用者からの苦情・要望への主な対応状況

- ・椅子のクリーニングを実施した。・身体障害者用トイレにおむつ交換台を設置した。
- ・照明の配置・配線の都合上、対応できないため、会議室前半 分の照明を消灯することで対応した。

7. 平成30年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証

・テクノホール等会議室の利用に関すること

テクノホール等会議室の年間利用件数は1,463件で29年度の1,423件に 本館では90.2%と減少し、別館でも入居企業が29年度途中に退去した

本語では301.2%と減少し、別館でも人店正来が29年度速中に返去したことから29年度に対し、68.2%となった。
・インキュベート・ルーム等の入居率は本館で78%、別館で44.4%と25年度以降高い入居率を維持しているが、別館に全室入居していた企業が 退去したことに伴い、空室が発生しているため、入居企業の確保に努め

・利用者及び近隣住民からの苦情について

利用者や住民からの苦情は幸い無かったが、今後とも苦情が寄せられることの無いよう、職員一同利用者及び近隣住民への配慮に努めた

県の施設所管課の確認・検証意見

・現在の高い入居率を維持するため、引き続き入居企業に対し相談等 に応じるなど、きめ細やかな支援に努めるとともに、入居企業の募集 に努める必要がある。

・アンケート調査の結果を見ても好意的な意見が多く、利用者の要望に対して真摯に改善に取り組むなど、利用者サービス・質は高いレベルにあると評価するが、更なる施設の利用率向上のためにも、引き続 きより効果的な広報を行う必要がある。



8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証 指定管理者であるえいめ産業振興財団は、中小企業新事業活動促進法に基づく新事業支援体制の中核的支援機関及び中小企業支援法に基づく新道府県中小企業支援センターとして、創業や経営基盤強化支援に総合的に取組む公益法人で、施設の設置目的や機能に合致した適 正かつ明確な基本理念、基本方針を有しており、公の施設としての設置目的に沿って公平・公正な運営がなされている。

26年度に統合したテクノプラザ愛媛別館(旧産業情報センター)を含めた委託料(89,399千円)は、テクノブラザ愛媛本館のみの指定管理前(17年度)の委託料に比べ約96%となっており、施設の効果的な運営がなされていると認められるほか、経費削減効果も認められる。